

一般質問通告事項一覧表

令和2年 第3回 倶知安町議会定例会

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を求める者	メモ
1	鈴木 保昭	新幹線トンネル工事が終わったら	<p>北海道新幹線トンネル工事は令和4年に二ツ森トンネル、令和6年には羊蹄トンネルの工事が終了します。</p> <p>現在、街中はダンプカー銀座と言われるぐらいに北海道のみならず他府県ナンバーのダンプカーが集合しています。ある一定ルールで走行しており、およそダンプカーのイメージとはかけ離れたマナーの良さに工事関係者のご努力に敬服しています。</p> <p>しかし、所詮道路は走ると傷むのが道理です。以下の質問をします。</p> <p>1. 工事が終わる時には傷んだ道路・橋は全て綺麗に修理してくれるのか。補修工事は全て役場の担当課が窓口であります。</p> <p>瑞穂地区の6メートルの農道の路肩下がり修理を相談したところ、一方通行のダンプの走るところだけ、4メートルを補修して2メートルは走行していないのでと残されました。全くの杓子定規です。最初から鉄道・運輸機構との話はそのように進んでいたのですか。</p> <p>北9線2号橋もそうです。確かに50年近くの橋ですがダンプが通行しなければまだまだ使える橋ですが、最悪落橋に至る状態になっていると聞きます。</p> <p>このように後始末をきちんと約束させることが役場としての仕事ぶりだと思います。財政的に余裕のない時に町民の財源を一円足りと新幹線の後始末に使ってはいけないと思います。</p> <p>2. 羊蹄山の麓の羊蹄トンネル掘削が地下水脈に及ぼす影響について伺います。</p>	町長	
2	〃	街中ホテル	<p>飲食店街のホテル建設が進んでいるが</p> <p>1. 法律的に適法なのか違法なのか。駐車場は隣接していないが駐車場の</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(2)	(鈴木 保昭)		<p>前頁より</p> <p>確保はされているのか。</p> <p>2. 常識的に冬期間の駐停車がある。身障者の乗り降り、緊急用車両の通行がある。例年冬期間の駐停車については無法地帯。</p> <p>3. 無人フロントであるなら近隣のクレーム処理や雪の処理等の対応は。</p> <p>4. 確認申請時の協議。当該ホテルに対しても、くっちゃん型住宅の様に詳細に取り決めさせるべきでは。</p> <p>5. 消防法・旅館業法による手続きは。</p> <p>6. 完成してからでは遅すぎる。良いホテル、質の良い建築物を。</p>		
3	〃	防災教育・防災意識	<p>河川の氾濫</p> <p>1. 住民の命と財産を守る基本的な要綱は。</p> <p>2. 最上川災害のような 100 年に一度の災害・水害対応マニュアルはあるのか。</p> <p>3. 訓練の優位性・危機性。具体的な訓練、避難所、冬期間の避難所は。</p> <p>4. 訓練予定はあるのか。具体的にどのような訓練で日時や場所は。</p> <p>5. 新聞に防災機材の未整備が掲載されていたが現状は。</p> <p>6. 防災に待ったなし。非常用食材の備蓄は。</p> <p>雪災害</p> <p>100 年に一度の雪災害に適切かつ迅速に対応できるよう、これまで「市町村のための降雪対応の手引き」を作成しました。本手引きを参考としながら、地域の実情に応じた災害対応体制の強化に努めてください。(内閣府)</p> <p>1. 見た事がありますか。</p> <p>2. 豪雪の町に相応しく、豪雪災害の対応マニュアルを作成してはどうか。</p> <p>小中学校の防災訓練はどのように考えているのか (教育長)</p> <p>「子どもたちの命を守る防災教育の必要性」(配付資料)</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
4	鈴木 保昭	令和元年決算	<p>国民健康保険税の未納が半以下に。1億円を超える国民健康保険税の未収が4,700万まで下がった。収納率95.34%は国保会計始まって以来の快挙である。</p> <p>外国人に日本の国保制度を理解してもらう事が大事。加入する意味が解っていない。2,000人からの外国人に対応する事から。</p> <p>税金の収納率も過去最高に近い。職員が一丸となったチームワークの良さにより成果が上がった。(税務課職員の外国人対応など)</p>	町長	
5	〃	その後の厚生病院	<p>倶知安厚生病院に対する赤字診療補助金2億円と改築整備補助金28億2,000万円に対する関係町村の構成と支出比率金額は。</p>	町長	
6	坂井 美穂	「障がい特性の理解を促進する運動」について	<p>誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的として制定された「障害者差別解消法」が平成28年4月1日より施行され、本町でもその取り組みが進められていることと思われま。</p> <p>障がいの内容はさまざまであり、外見からわかりづらい障がいのため、周りから理解されず、苦しんでいる方もいます。</p> <p>また、健常者の方が障がいを持った方と接するとき、その特性を理解していないために、どのようにサポートすればよいかわからないこともあります。大事なことは、まず障がいを知ることではないでしょうか。</p> <p>障がいの特性を知り、理解することで必要な配慮ができるのではとの考えから、障がいをお持ちの方を手助けするサポーターを養成している自治体もあります。鳥取県で平成21年11月からスタートした「あいサポート運動」であり、その後全国の自治体、企業、団体に広がっております。</p> <p>以下、お伺いいたします。</p> <p>1. 障がい特性の理解を促進するため、道内ではどのような取り組みがな</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(6)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>されているのでしょうか。</p> <p>2. 他の自治体での取り組みに本町はどのような認識をお持ちでしょうか。</p> <p>3. 今後、本町としては障がい特性の理解の促進についてどのように取り組まれるのでしょうか。</p> <p>4. 現在、新庁舎はユニバーサルデザインを取り入れた全ての人々が利用しやすい庁舎となるように建設が進められていると思いますが、施設のハード面の整備とともに、サービスを提供する人の心の優しさや思いやりがなければ真のユニバーサルデザインとは言えません。新庁舎ではどのような取り組みを検討されているのでしょうか。</p> <p>5. 学習指導要領の改訂に伴い、文部科学省は2020年度以降、心のバリアフリーに関する教育を充実させる方針とされておりますが、本町での取り組みをお聞かせください。(教育長)</p>		
7	〃	ウィズコロナ時代に対応した「防災力」について	<p>私たちは、東日本大震災や西日本豪雨など戦慄させられる光景を目にして、災害に備える重要性を肝に銘じてきました。今年も、24時間降水量が観測史上最大となるような豪雨が各地を襲っており、河川の氾濫による浸水被害が相次いでおります。自分の命を守るのは自分自身であります。一人ひとりが災害に備えることを“わが事”として、社会全体としても危機意識を高める必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、今年は新型コロナ禍で避難所運営など自治体も新たな対応を求められていると思われまます。以下、お伺いいたします。</p> <p>1. 本町でも避難所運営マニュアルが作成されていると思われまます、そのなかでコロナ禍での対応はどのように検討されているのでしょうか。</p> <p>2. コロナ禍を受けて、防災備蓄品はどのように検討されているのでしょうか。</p> <p>3. 高齢者や災害弱者の避難支援や女性の視点を生かしたコロナ禍における</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(7)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>る避難所の運営体制が重要であると考えます。現在、防災計画や備蓄品の選定などに女性の参画は行われているのでしょうか。</p> <p>また、倶知安町防災会議での現状は。</p> <p>4. 不動産取引において自治体が作成しているハザードマップ(災害予測地図)を示し、対象物件がある地域での浸水被害について説明することが義務付けられました。</p> <p>本町ではハザードマップが全戸配布されておりますが、誰もが自分たちの住むところの現状を把握し、災害等に備えるために、まず見方などの丁寧な説明も必要ではないでしょうか。</p> <p>5. 学校教育現場ではハザードマップを活用しての防災教育は行われているのでしょうか。(教育長)</p>		
8	〃	「倶知安町らしい認知症施策」について	<p>認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、厚生労働省は「認知症施策推進総合戦略新オレンジプラン」を平成27年1月に策定し、その後、改定を経て今日に至っています。</p> <p>本町でも高齢者保健福祉計画の中で、新オレンジプランの7つの柱の取り組みを推進するとあります。そこからさらに倶知安町らしい認知症施策の展開が必要だと考え、質問いたします。</p> <p>1. 認知症施策を推進するに当たり、倶知安町らしさ、倶知安町の特色をどのように認識しているか、見解を伺います。</p> <p>2. 認知症への正しい理解を深めるための普及啓発、また、認知症の人にやさしい地域づくりのために認知症サポーターの役割は重要だと考える。</p> <p>①現在までの本町の認知症サポーターの養成状況(人数、方法)について伺います。</p> <p>②認知症サポーターの今後の活用についての考えを伺います。</p> <p>③学校教育現場での認知症サポーターの養成状況について伺います。</p> <p>(教育長)</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(8)	(坂井 美穂)		<p>前頁より</p> <p>3. 認知症の人と家族が安心して地域で住むために、行方不明高齢者等の対策は重要だと考えます。</p> <p>①本町で近年行方不明になった高齢者等の状況と、どのような捜索支援がされているかを伺います。</p> <p>②認知症の家族が起こした事故での損害賠償の不安は、家族にとって大きいと考えます。その不安軽減の対策として、町が損害賠償の保険料を負担することを考えられないかを伺います。</p> <p>4. 認知症施策推進条例を制定している自治体もあります。また、国にも認知症施策推進基本法制定の動きがあります。本町において俱知安町らしい認知症施策推進に実効性を持たせるための条例制定についての見解を伺います。</p>		
9	富田 竜海	町内の路上駐車対策と駐車場整備計画について	<p>昨年12月の定例議会において町長に対して行った質問に関して再度質問致します。</p> <p>1. ひらふリゾートエリアにおける開発行為に伴う平成15年制定の建築指導要綱について</p> <p>宿泊客室数を3で割った数の駐車場を用意するよう指導しているとの事だったが、同じ1室でもベッド数や定員はそれぞれ違っている。例えば定数2名と定数10名の部屋でも指導要綱上は同じ1室でカウントされている現状である。</p> <p>多くの宿泊施設は各部屋の定員に空きがあるため、実態にそぐわない指導要綱となっていると感じるが、なぜ3で割った数なのか。根拠は。</p> <p>2. 平成26年4月制定の2割軽減基準の要件について</p> <p>宿泊者以外の一般客も利用できるスペースを5%以上用意すると宿泊客室数を3で割った数から更に2割の軽減基準があるとの事だったが、本来宿泊者以外にも利用スペースを設けた場合、更に駐車場の増設が必要とな</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(9)	(富田 竜海)		<p>前頁より</p> <p>るはずだが、その制度自体の正当性・必要性は。なぜ2割減なのか。根拠は。</p> <p>3. 一般客に対しても開放する事を前提として許可しているはずの事業者が実際には宿泊者（予約客）にのみ駐車場を開放し、結果的に駐車場を確保する為のコストを軽減し開発事業者の利益を向上させ、観光客の利便性を損なう基準となったが、認識は。前述の制度が要綱通りの運用をしていなかった場合の指導と罰則は。</p> <p>4. 駐車場不足に伴う制度見直しについて 宿泊客室数に比べ圧倒的に駐車場が足りておらず、観光客の利便性を損ない、路上駐車や除雪作業の障害、景観、交通事故の誘発等、さまざまな観点に障害を与えているのは明らかであり、早急に制度の見直しが必要と考える。 一泊数万～数十万円の宿泊施設を予約しているにも関わらず、ホテルに十分な駐車場が無く、周辺に十分なパーキングも無い。どこに車を止めれば良いのかと戸惑う観光客の方々の顔が目に見え案件であり、第2期倶知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略「交流タウンとしての質を高める」の実現の為にも早急な見直しと徹底した指導が必要と考えるが見解は。</p> <p>5. 駅前通り、飲食店街を中心とした駐車場問題について まもなく冬期間の到来により、観光客の増加するシーズンを迎える。ひらふリゾートエリアに限らず、駅前通り、飲食店街にも多くのお客様が訪れるが、未だ公共的な駐車場は無く、事業者の路上駐車については通年見られるが現地調査は行っているのか。現状の認識と対策は。</p> <p>6. 前回の定例会での答弁において、これらの問題は事業者と車の持ち主の責任において解決すべきとの答弁だったが、このまま何も対策がなされないまま冬季を迎えれば、今年も例年通り多くの路上駐車問題、民間のアパートや私有地への無断駐車、除雪障害による交通事故や残雪問題が多く発生するのは目に見えているが、警察の指導に任せきりで十分と考えているのか。</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(9)	(富田 竜海)		<p>前頁より</p> <p>7. 以前も申し上げた民間駐車場のコインパーキング整備補助や駐車料金の提携補助等を行わない限り、民間による十分な駐車場整備は物理的に無理と考えるが他に解決策があるか。ないのであればすぐに取り掛かるべきであり、すぐに取り掛かれないのであれば理由を。</p>		
10	〃	公共施設の運営・整備スキームについて	<p>町内には至急整備が必要な町営プールをはじめ、町営図書館など住民からのニーズはありながらも財政面を主としたさまざまな理由により整備が叶っていない公共施設が多くある。</p> <p>以前よりさまざまな検討がなされている事は重々承知ではあるが、自前での整備（国からの補助含め）には限界があり、仮に整備が叶ったとしても莫大な借金と膨大な維持管理コストを次世代に残すことになることは明らかである。</p> <p>また、収益化を前提としない公共施設の運営方針そのものを見直し、民間ノウハウを活用した公共施設の収益化を目指し、一般と町民の利用料の差別化等を図りながら町民サービスを提供しつつ、日々の運転資金や未来に要する整備費用の資金をプールしていく必要があると考えるが、以下を町長・教育長に問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税金を使い将来世代に莫大な借金を残す前提での計画から、民間資金を活用したPFIの導入を前提とした整備の検討が必要であると考えが見解は。 2. 町営プールの運営・整備方針は。(修繕・建て替え・新設・廃止) (教育長) 3. 町営図書館の整備方針は。(整備する・しない) (教育長) 4. 民間ノウハウを活用した公共施設の収益化を目指す検討は。 5. 事前に多額の資金を要する実施計画のコンサル委託から民間コンペ型の計画作成への合理化の検討は。 <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(10)	(富田 竜海)		<p>前頁より</p> <p>6. 町内各地の公共施設の老朽化に伴う整備費用負担に対する基本的な考え方を見直すべきタイミングが来ていると考えるが、庁内議論に留まらず民間との議論を経た持続可能な施設整備計画が重要と考えるが見解は。</p>		
11	〃	今後の観光客誘致における見解について	<p>本町に限らず全国各地で観光業が疲弊している。</p> <p>とりわけ本町においては外国人観光客の割合が非常に大きなウエイトを占めていたために先の見えない状況であるが、9月4日現在で121の国と地域で渡航制限が解除されない現状においては、今シーズンまでに渡航制限が解除されるとは考えにくく、国内全ての観光地が国内に向けてプロモーションを行い、いわば観光客の奪い合いが激化していくのは容易に想像が出来る。</p> <p>本町においては冬期間の売上が通年の売上の大多数を占める事業者、冬季間の売上分で通年の雇用や事業を継続している事業者は数多い中で、日本全国の約450カ所のスキー場と、たった約500万人以下の日帰りも含めたスキー人口を奪い合うのには非常に無理を感じている。</p> <p>更にただでさえ日本人一人あたりの旅行宿泊数が平均年間1.3泊足らずの状況で他所の地域と同じように観光客を誘致したところで成果は上がりにくいと考える。そこで以下を町長に問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2020-2021シーズンの観光客（インバウンド・国内日帰り宿泊それぞれ）昨年対比の推移想定と根拠は。 2. ほぼ間違いなく凹むであろう冬期間の経済的損失（税込・事業者の収益・雇用）をどうやって補うか。 3. 新規顧客の開拓は。（外国人観光客が元の推移に戻るまでどこの誰に何をどうやって売るか。） 4. 夏の国内長期滞在プロモーションをさまざまな観点から通年で推進出来ないか。 <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(11)	(富田 竜海)		<p>前頁より</p> <p>(避暑地+α脱スギ花粉、脱満員電車、脱渋滞、脱エアコン、災害対策など)</p> <p>5. 従来の比較的富裕層向けの長期滞在だけではなく、ワーケーション、サテライトオフィス等を推進し、そこまで経済的余裕が無くても来れる層を新しい生活様式のもとで誘致すべきと考えるが見解は。</p> <p>6. リモート化・脱オフィスを推進している企業との提携を図り、法人向け福利厚生サービスの一貫としてのワーケーションの推進の可能性は。(宿泊費補助、サテライトオフィスに関する費用補助、本町に本社移転させた際のメリットの提供等)</p> <p>7. 現役世代を誘致した際に考えられる児童教育(保育所・幼稚園)、義務教育(小中学校)における教育機会の確保は。(町長・教育長)</p> <p>8. 今後町の取り組む政策実施におけるテレビ、雑誌など各種メディアを活用したPRの検討は。</p>		
12	波方 真如	町の観光資源・観光施設の在り方について	<p>コロナ禍の今、「ステイホーム」を合言葉に多くの方が外出自粛をしなければいけない状況となり、3密を避けるために各種イベントが中止となりました。</p> <p>最近では徐々に規制も緩和される傾向にありますが、いずれにせよ、以前の様に戻ることは難しいと考える。幸い本町には多くの観光資源があるので、今有効に活用できる資源は何か、今以上に有効活用が出来るかと考え質問いたします。</p> <p>1. 変化する来訪者のニーズに応える資源は何か。観光資源とは観光者にとっては自己の欲求や満足を充足するという価値があり、観光産業にとっては経済的な価値を有するものであり、重要な要素として「見る」「体験する」「食べる」等がある。</p> <p>町内にはまだ十分知られていないが、方法次第では観光資源になり得る</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(12)	(波方 真如)		<p>前頁より</p> <p>ものが有ると思うが、今後探し出していく考えがあるのか町長に伺う。</p> <p>2. 観光施設の在り方について、町内には沢山の施設があるが、その中の一つ旭ヶ丘キャンプ場の今後についてを町長に伺います。</p> <p>今現在、旭ヶ丘キャンプ場は無料で利用できる事もあって、ライダー、キャンパーには大人気のスポットです。先日の週末には、目視で数えたところ30人以上の方が宿泊されていたが、実際の利用申請書への記載はどのくらいあるでしょうか。</p> <p>また、オートバイや車両のナンバープレートを確認すると、やはり道外からの利用者、都会からの利用者が多くみられます。</p> <p>また、スポーツ合宿で来られている方たちの団体での日帰り利用も見受けられます。旭ヶ丘キャンプ場は学びの場でもあると考えるが利用について感染拡大防止対策はどの様に行われているのかを伺います。</p> <p>また、最近では3密を避け自然と遊ぼうとキャンプブームが訪れております。そこで施設の整備も必要になってきますが、特に気になるトイレや、炊事場、ごみの問題を今後改善する考えがあるのかを伺います。</p>		
13	森 禎樹	一般廃棄物処理の課題と今後の展望について	<p>本町における一般廃棄物処理（いわゆるごみ処理）については、一般廃棄物処理基本計画並びに一般廃棄物処理実施計画に従って行われています。そこではごみの減量化と再資源化など環境保全に向けた取り組みによる循環型の地域社会づくりが目標とされています。</p> <p>したがって、ごみの分別をしっかりと行い可能な限り再資源化することが必要不可欠となってきます。その為、本町のごみの分別に関しては細分化しており、非常に複雑になっています。</p> <p>町民はごみの分別、リサイクルの重要性は認識しつつも、複雑なルールに対応する事が大きな負担となっています。</p> <p>また、ルールに違反する行為も多数発生している実態もあります。これ</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(13)	(森 禎樹)		<p>前頁より</p> <p>ら諸問題を改善することが「いつまでも住みたい町」につながると考えるが対策について町長にお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみの出し方を軽減する手法の検討 <ol style="list-style-type: none"> ①ごみ分別アプリなどの開発は可能か。 ②町指定袋に高額の混合ごみの袋を新設し、業者による分別をすることは可能か。 ③町民を交えたごみの分別、リサイクルに関する検討会はできないのか。 2. 大型ごみの回収 <ol style="list-style-type: none"> ①事前予約＋指定シールでの回収（札幌市の例）は可能か。 ②料金設定、手続きなどを町が行うことは検討できないのか。 3. 一般廃棄物処理基本計画について <ol style="list-style-type: none"> ①10年間の計画期間の間に見直しは行っているのか。 ②あと2年で計画期間を終えるが、新たな計画の予定は。 		
14	作井 繁樹	財源確保・新たな財源措置	<p>現状のルールの上でも得られるもの、現状のルールを少し見直すことで得られるもの、現状のルールに新たなスキームを加えることで得られるもの、三つの視点で順次伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国勢調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今調査の新たな課題 本年10月1日を基準に5年に一度の国勢調査が始まるが、アパートの急激な増加やコロナウイルス感染防止など、5年前と比較し、今調査の新たな課題を伺う。 (2) 調査の対象 国勢調査の対象は、住民票或いは外国人登録の有無にかかわらず三カ <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(14)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>月以上滞在している者とされているが、新幹線工事関係者或いはコロナ禍で帰国困難となっている外国籍の方々、当然ながら入院患者、介護保険施設入所者なども対象と捉えて間違いないか、見解を。</p> <p>(3) 本町独自の施策 本町のさまざまな特殊事情を考えると、調査は非常に困難が予想されるものの、伸びしろがあるのも事実。調査員報酬の上乗せや担当課職員以外の応援体制など、掘り起こしのための本町独自の施策が必要ではないか、見解を。</p> <p>2. 地方交付税</p> <p>(1) 需要額及び交付額 地方交付税制度、この再分配の手法を今一度検証したい。いわゆる人口一人当たりの交付税、本町の需要額及び交付額、本年度の実績を伺う。</p> <p>(2) 国勢調査人口と住民基本台帳人口の比較 基準財政需要額における測定単位は国勢調査人口とされているが、本町の5年前の国調人口は。併せて本年1月には数十年振りに本町の人口は17,000人台を回復したと記憶しているが、本年1月1日付の住民基本台帳人口と、国調人口との差を伺う。</p> <p>(3) 国への働きかけ 地方交付税制度の基準財政需要額における測定単位を、5年毎の国調人口から毎年1月1日付の住民基本台帳人口に変更すべく、国へ働きかけるべき、見解を。</p> <p>3. 過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>(1) 見直し方針 過疎地域自立促進特別措置法が来年3月で期限切れを迎える。時限立法で、改正と更新が繰り返され、現在、国では見直し議論が行われて</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(14)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>いるが、新制度の内容は現行法より厳しくなるといわれている。分かる範囲で見直し方針を伺う。</p> <p>(2) 後志管内及び羊蹄山麓自治体への影響 5年前の見直しの際のような、本町も指定を受ける受けない、ダメでも準過疎…的な未練がましい議論はさて置き、本町は直接的には関係ないように思われるが、状況次第では広域行政、特に厚生病院改築の負担割合等にも影響しかねない。予想される後志管内及び羊蹄山麓自治体への影響を伺う。</p> <p>4. 他町村との連携</p> <p>(1) 観光地（流動人口過多）連携 本町のさまざまな特殊事情は、国内には参考とすべく先進地が少ない、孤独なトップランナー的な要素が強いものの、課題を細分化し、情報共有を図り、理解者を増やすことも重要。例えば道内では登別市、富良野市、洞爺湖町などインバウンドへの対応、オーバーツーリズムの課題を共有する流動人口過多の観光地連携が必要では、見解を。</p> <p>(2) 外国籍集住連携 2001年、静岡県浜松市が中心となり外国人集住都市会議が設立されている。こうした会議のメンバーに加わる、また道内では浦河町などごみの分別やライフスタイルへの対応、教育環境の課題を共有する外国籍住人比率が高い自治体との連携が必要では、見解を。</p> <p>(3) 被過疎連携 現行法での被過疎自治体、例えば道内では釧路町、当別町、別海町など、また新たに過疎指定から除外される自治体とも、被過疎自治体が抱える財政的苦悩や予算編成作業の工夫などの連携が必要では、見解を。</p> <p>(4) 国への働きかけ</p> <p>次頁へ続く</p>		

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(14)	(作井 繁樹)		<p>前頁より</p> <p>いつまでも孤独なトップランナーでは何も変えられない。地理的条件や圏域連携のみならず、例示のような課題を細分化した新たな連携の枠組みによる、新たな切り口で、新たな財源措置を求めるべく国への働きかけが必要では、見解を。</p>		
15	木村 聖子	<p>子ども・高齢者・障がい者すべての人のための福祉施策 「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」</p>	<p>国は、子ども・高齢者・障がい者など、すべての人々が地域・くらし・いきがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」を目指し、平成30年4月改正社会福祉法が施行されました。</p> <p>本年6月にはさらに社会福祉法等の一部を改正する法律案が成立され、令和3年度4月に市町村における包括的な支援体制の構築に関する規定が施行されます。本町では今まで包括的ケアサービスを行ってきているところではありますが、病児保育のようにまだ行われていないサービスを早期実施あるいはサービスを深化させるには新たな発想が必要と考えます。</p> <p>下記の点について伺います。</p> <p>①法改正による本町の包括的な支援体制はどうか。</p> <p>②分野を超えた地域生活課題の総合的相談窓口及び連絡調整を行う体制づくりについて。 (例：社協・包括支援センター・相談支援事業所・子育て支援拠点・社会福祉法人・NPO法人など)</p> <p>③地域住民の地域福祉活動への参加促進のための環境整備のありかた。 (ソーシャルビジネスの可能性)</p> <p>④これらの取り組みでは、施設整備が欠かせないが、町有地を利活用するべきではないか。</p> <p>⑤昨年9月定例会で私が再質問した羊蹄山ろく地域自立支援協議会における「障がい者の自立のための住居支援」の経過について。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
16	古谷 眞司	冬場に備える 新型コロナウイルス感染症対 策	<p>収束の見えない新型コロナウイルス感染症ですが、冬場に流行するインフルエンザや風邪等と症状が似ており、一般住民においては区別がつきません。それにより、医療機関への受診控えにより病気が重症化する恐れもあります。</p> <p>住民が体調を崩したときに速やかに安心して医療機関を受診できることが重要です。</p> <p>9月5日の道新には「来月、インフル同時流行に備え、保健所通さず病院相談」と記事が載っていました。記事によりますと、身近な医療機関に電話で相談し指示を受けることとなるようです。</p> <p>本町としましても医療機関と受診者とが円滑に医療が遂行されるようにしていかななくてはならないと考えます。</p> <p>そこで、本町において来月以降どのように進められるのか。また一つの方法として発熱外来を設置する事も考えられる。</p> <p>地域医療の崩壊を防ぐため、また、住民の安心した暮らしのためにも早急な対応が必要と考えますが町長の見解を伺います。</p>	町長	
17	〃	遊休施設及び空き地 を整備管理し豊かな 生活環境へ	<p>本町には使用休止及び活用を見出せない施設、および空き地があります。その一つが八幡地区の農村広場であり、ロープ等で囲い立入制限をしており、今後施設の崩落が進み廃墟となる可能性があります。</p> <p>また、旧学校給食センター跡地、みなみ保育所跡地においても放置されている状態です。俱知安保育所跡地においても中学校、児童館の駐車場として一部は使用されています。しかしながら新設道路向かいの公園は整備され管理されているが、跡地は管理されているとは私には思えません。</p> <p>また、多くの質問がされてきた旧東陵中学校においては、一般開放などで一部活用はされているが未だに中学校時代の物が散見し、とても管理されている状態とは言えません。</p> <p>町長は旧東陵中学校においては、老朽化も激しく、有効な活用が見いだされないので除却すると答弁もしています。旧東陵中学校の老朽化が厳し</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(17)	(古谷 眞司)		<p>前頁より</p> <p>いとなれば、同時期に建設され、同時期に耐震改修がされた倶知安中学校も改築ですか。</p> <p>このように整備管理がされない状況が多く、有用資源を廃墟または荒廃地に助長しているのが実情と考えます。どの施設においても今ならまだ間に合います。広く町民や民間企業、団体等からアイデアを募るのも一つの方策であり、協力を得て管理する事も有効な手段と考えます。</p> <p>これらの施設は、町民にとってかけがえのない財産であり、資源です。平成26年9月に「倶知安町空家等対策の推進に関する条例」が制定されています。また今年度からは、景観計画の策定も来年度を目標に始まっています。</p> <p>本町の美しい景観と、豊かな生活のためにも有効な財産と思います。町長、教育長に現状の認識と見解を伺います。</p>		
18	門田 淳	いのちを守る、新型コロナウイルス感染症対策について	<p>①新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ体制の現状と課題について。</p> <p>②介護・福祉施設の現場への感染症予防対策と発生した時のまちの支援策について。</p>	町長	
19	〃	ふるさと納税について	<p>①昨年度同月比の比較について。</p> <p>②寄附者の分析について。</p> <p>③今後に向けた取り組みについて。</p> <p>④町長に一任された寄附金の使い道について。</p>	町長	
20	田中 義人	核のごみ問題 倶知安町の考えは	<p>寿都町で検討している高レベル放射性廃棄物最終処分場受け入れの文献調査応募の意向を示したことで、北海道のみならず、全国に波紋を広げている。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(20)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>近隣の3町村長はすぐに反対の態度を明らかにして行動を取り、蘭越町は「ニセコ観光圏」や地域連携DMOの構成町として、観光産業への風評被害も訴えていた。ニセコ町についても、農業や観光に対しての被害は大きいとして、すぐに反対の意見を出していた。</p> <p>倶知安町長からは定例議会初日の行政報告において、「羊蹄山麓町村長会」としてまとめた意見では反対と述べられていた。</p> <p>倶知安町長としての考えを、改めて伺う。</p>		
21	〃	開発目的で所有している山林へ宅地並み課税の検討を	<p>倶知安町内における外資などによる開発は、ニセコグラン・ヒラフスキー場周辺から樺山地区や旭地区、いわゆる花園リゾートエリアまで広がりを見せている。</p> <p>最近主流になっているのが、開発行為による宅地造成など中・大規模なもので、それに伴う道路や水道などの生活インフラの整備が近年、問題になっている。</p> <p>以前から参考になるとして紹介している長野県軽井沢町では、地方自治体の権限において固定資産税を現況課税とし、林業を目的としていない山林の所有は別荘建設を目的とみなし、宅地並み課税を行っている。</p> <p>そこで、下記を町長に伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 倶知安町全域で、林業以外の目的で山林を所有している、いわゆる開発目的で所有していると見られる土地の面積は。 2. そのうち、既に開発行為の許可を受けている山林の面積は。 3. 宅地並みに課税したとするならば、1と2のそれぞれ見込まれる税収額は。 4. 不交付団体となり得る額か。 	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
22	田中 義人	公共施設管理について	<p>平成 29 年度にまとめられた「倶知安町公共施設等総合管理計画」では、公共施設や道路・橋梁、更に上下水道の更新について試算されており、厳しい見通しの中、将来の管理に関わる課題が次の 5 つにまとめられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 更新費用の平準化 2. 人口減少が進む中での財政の効率的活用 3. 利用者ニーズや現状の稼働状況を考慮した施設管理 4. まちづくりの方向性をふまえた施設等の再配置 5. 総合的・戦略的な施設管理 <p>この計画をしっかりと活用し、新たな人口ビジョンや財政シミュレーションとリンクさせて運用していく事が重要と考える。</p> <p>コロナ禍という事もあり、全ての活動が縮小傾向にあるが、将来を見据えた積極的な公共施設の管理・運営が求められると考え、以下について見解を伺う。</p> <p>町営プールについて</p> <p>老朽化で天井からの鉄の部材が錆びて落下し、一部が使用禁止になっている。現状と今後について町長・教育長にそれぞれ伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年間稼働日数と利用者数、業務委託先、施設の現状の問題点や今回の修繕費用について。(教育長) 2. プールの必要性の認識と財政措置の方法について。(町長) <p>絵本館と保健福祉会館について</p> <p>新役場庁舎完成後、福祉医療課が本庁内へ移動となる事を受け、絵本館や児童会館機能を保健福祉会館に移設したいと、これまでも答弁。今後のスケジュール、予算組みについての考えは。(町長)</p> <p>公共施設等適正管理推進事業債について</p> <p>令和 3 年度で終了する事業債の活用について、第 1 回定例でも質問し、旧東陵中解体を除却債で検討していたが、進捗はどうなっているか。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(22)	(田中 義人)		<p>前頁より</p> <p>その他、更新・解体を優先すべき施設が多いが、優先順位が計画からは読み取れない。基準と、今後の事業債活用の予定を伺う。(町長)</p>		
23	佐藤 英俊	本町の住居表示について	<p>本年8月、まちづくり係から山田・樺山地区を住民対象として、無作為抽出された20才以上にアンケートが送付された。</p> <p>その内容は同地区の住居表示に関するものであった。同地区の建物住所は地番を住所としていることから、極めて分かりづらい状況にある。</p> <p>原因の一つとして道道343号線から下方原野が昭和56年頃から分譲販売された際に、細かに分筆されたことによるところが大きく、番地・枝番号が一定の順番になっていない場所も多くある。</p> <p>同地区は国内外から多くのお客様を迎える地域であり、安全・安心が最優先として担保されたいと考える。住居表示実施には幾つものハードルがあると考え、以下の点を町長に伺う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート結果による住民の意思は尊重しつつも、本町の姿勢としては実施に進むべく、地区住民説明会を開催し具体的な作業段階へと進むべきと考えるが、町長の考えを伺う。 2. 実施に向けた具体的な手続きのタイムスケジュールはどのような日程となるのかを伺う。 3. 実施した場合、不動産所有者をはじめ、住所変更に伴う住民の諸手続きの中で、変更手続き期限の有無と費用の有償対象となる手続きの有無を伺う。 4. 山田・樺山地区を除く町内「字名」の地区においても近年、集合住宅の建設が顕著に確認できる地区もある事から、今後、住居表示の予定はあるのか町長に伺う。 	町長	
24	〃	スクールゾーン（通学路）の標識について	<p>「教育行政報告」で、通学路合同点検について報告されていきました。合同</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(24)	(佐藤 英俊)		<p>前頁より</p> <p>点検は毎年実施され、通学路の安全確認がされていると理解しています。 幾つかある通学路の中で、一般的に「高校通り」と呼ばれている、町道「西大通北(南)線」は、駅前通りから倶知安高校までの通りで、基線通りから高校までの区間はスクールゾーンとなっており、通行規制があり、要所、要所にその標識も立っていますが、枝道からスクールゾーン対象道路に進入する場合には、その入り口に標識は無い事から次の点を教育長に伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在、標識の必要を検討されているのか。(教育長) 2. 本町は外国の方のドライバーも多く、総合政策課で作成配布している「くっちゃん生活ガイドブック」にも掲載はされているが、スクールゾーンのマップ、標識写真の掲載を協議すべきと考えるのがいかがか。(町長) 		
25	笠原 啓仁	『住民投票制度 (条例)』 研究・検討の価値はありますか	<p>自治体のさまざまな行政課題の是非を判断するのは通常、首長や議会です。しかし、住民自身が直接意思表示をして是非を決めるという方法もあります。「住民投票」などがそれです。</p> <p>自治体の将来を左右するような大きな問題について、この「住民投票」などを通してその是非を判断するという事例が全国的に増えています。</p> <p>道内でも「住民投票制度」を導入する自治体が徐々に増えています。同制度が間接民主主義を補完し、より民主的な行政運営を図る上で有効な手段であるとの判断からです。</p> <p>その時々首長一人の独断や思いつきで町の将来を決められてはたまりません。「重大な問題は住民自身が決める」という制度があれば、どのような首長になったとしても「住民意思・住民本位」は尊重されます。</p> <p>本町においても民主的な町政運営を補完する制度として「町民投票制度(条例)」(常設型)を研究・検討する価値はあると思います。「町民本位の町政」を標榜する町長の同制度に対する認識をお聞かせください。</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
26	笠原 啓仁	『公契約条例』 制定で地域経済の好 循環を	<p>国や地方自治体の厳しい財政状況が「官製ワーキングプア」など、さまざまな社会現象を引き起こしています。そうした状況を打開するための一つの方法として「公契約条例」の制定が全国の自治体で徐々に広がりつつあります。</p> <p>公契約をめぐる悪循環と好循環を図式化すると以下のようになります。</p> <p>1. 現状の競争入札による地域経済の悪循環</p> <p>①国・地方自治体→厳しい財政状況→予定価格の下落</p> <p>②民間事業者→落札価格下落による利益減少→人材の確保困難</p> <p>③公契約で働く人→落札失敗時の解雇→賃金など労働条件悪化→正規雇用から非正規雇用へ→不十分な教育訓練・技術継承、労災事故のリスク</p> <p>④国民・住民→事業・サービスの質の低下→工事などの質の低下</p> <p>2. 「公契約条例」制定による地域経済の好循環</p> <p>①国・地方自治体→税収の増加→社会保障の低下</p> <p>②民間事業者→適正な利益の確保→優秀な人材の確保→後継者不足の解消、技術・技能の伝承</p> <p>③公契約で働く人→適正な労働条件の確保→雇用の維持・安定→モチベーションの向上</p> <p>④国民・住民→事業・サービスの質向上→住民の福祉の向上</p> <p>「公契約条例」は本町の経済を間違いなく好循環させます。重要政策として制定に向けた研究・検討を開始すべきと思います。いかがでしょうか。</p>	町長	
27	〃	『土曜保育の次善策』 今どのような状況で すか	<p>前回の質問で進捗状況を確認しました。しつこいようですが、また聞きます。今どのような状況になっていますか。</p>	町長	
28	〃	『町営プールの運営』 方針決定を早急に	<p>先日の「教育行政報告」で町営プールの「落下事件」が報告されました。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長 教育長	

番号	氏 名	質 問 件 名	質 問 の 要 旨	答 弁 を 求 め る 者	メ モ
(28)	(笠原 啓仁)		<p>前頁より</p> <p>ずいぶんとひどい状態になっています。そこで、今後の方向性についてお尋ねします。</p> <p>1. 今後の運営方法について（教育長） 現地確認や担当者からの状況説明を踏まえ、現時点でどのよなお考えをお持ちでしょうか。該当するものを以下からお選びください。 ①建て替えなければ今後の運営は無理（建て替え）。 ②大規模修繕することで今後の運営は可能（大規模修繕）。 ③建て替えも大規模修繕も無理なので町営プールは廃止し、他町村や民間の施設を利用する（町営プールの廃止）。 ④その他</p> <p>2. 今後の方針決定の流れについて（教育長） 私は以下のような流れにすべきと思います。いずれも期限は年内です。いかがでしょうか。 ①早急に教育委員会として前記①～④のいずれかの方針を決める（方針決定にあたっては町長部局に付度する必要なし）。 ②その方針に基づいて町長と協議する。 ③町・教育委員会としての方針決定。</p> <p>3. 現状認識と教委方針への対応について（町長） ①町長も現地を見たとのこと。現状認識についてお聞かせください。 ②教育委員会の方針を最大限尊重（値引きせず満額回答）し、来年度予算に必要経費を盛り込むべきと思うが、どうか。 ③建て替える場合は民間を活用するなど、財政負担の軽減に努めるべきと思うが、どうか。</p>		
29	原田 芳男	新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大に備えるために	<p>新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を皆さん願っています。しかし、拡大の第3波が心配されています。町としても、心構えが求められ、対策を準備する必要があります。</p> <p>次頁へ続く</p>	町 長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(29)	(原田 芳男)		<p>前頁より</p> <p>1. PCR 検査体制の構築が必要です。 特に町役場など公共機関の窓口業務の職員、接客業に携わる方、小中学校の教職員、介護福祉施設の職員、保育所などの方は全員定期的な PCR 検査が必要です。住民に与える社会的安心感につながります。インフルエンザの流行が近づく今こそ PCR 検査の拡大が求められる。</p> <p>2. 感染症による被害を自然災害ととらえ次の 4 点の政策的枠組みの取り組みが求められる。 ①被害実態を総合的に把握する。 ②被害の原因を明らかにする。 ③被害者のケア・補償と生活・経営の維持・再建を行うこと。 ④災害に対する備えや予防の重視。</p> <p>3. これらに対応するためには医療機関への援助も重要です。 4. 経費について国に負担を求めるべきです。</p> <p>町長は今後の新型コロナウイルスのさらなる感染拡大にどう対応するのか答弁を求めます。</p>		
30	〃	観光振興について	<p>8 月の臨時議会において NPB への支援として 1,335 万 9,000 円の予算が議決されました。あまりにも唐突で乱暴なやり方と感じました。</p> <p>NPB は一般社団法人であり行政の監督や指導が及ばない団体です。その団体に公金を支出しても、使い道や支出の正当性の報告や指導が出来ないこととなります。これは公金の支出の制限をしている憲法 89 条に触れる恐れがあるのではないのでしょうか。</p> <p>また、町長が最高顧問として名前を連ねていることからお手盛りの批判は免れないものです。倶知安の観光を発展させるためには倶知安観光協会も含めたあり方が問われます。</p> <p>次頁へ続く</p>	町長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(30)	(原田 芳男)		<p>前頁より</p> <p>俱知安町の観光はひらふだけではありません。俱知安全体の豊かな自然をどう生かすかも問われます。町長の答弁を求めます。</p>		
31	〃	農業振興と農政「基本計画」について	<p>基幹産業である農業は高齢化や後継者不足など多くの問題に直面しています。安倍内閣は2020年3月に「新たな食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。</p> <p>2000年以後5年毎に計画を見直していますが、農業が発展するどころか限界集落の加速度的増加など、地方自治体にとって大きな問題になっています。</p> <p>基本計画の柱は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧自給率の向上（目標はカロリーベースで45%）現実には40%以下 2. 農産物の輸出を5兆円に・・・農産物の貿易自由化 <p>これで我が町の農業は発展するのか。農業を振興するにはさまざまな形態の家族経営の農業を支援することが必要。持続可能な農村をどう目指すのかが問われている。</p> <p>我が町の農業をどう発展させるのか「国の基本計画」を受けての考えをお聞かせください。</p>	町長	
32	〃	少人数学級の推進についての考え	<p>我が町の未来を担う子ども達をどう育てるのかは、大きな課題として度々議論になってきました。</p> <p>私も統合によって大きな学校を目指すのは世界の^{すうせい}趨勢に背くものであり少人数学級こそ子どもの教育環境の改善に資するものと議論してきたところです。</p> <p>現在、小学校1年生は35人以下、教員の追加配置で2年生も35人以下で4年生・5年生・6年生は40人以下と定められています。</p> <p>次頁へ続く</p>	教育長	

番号	氏名	質問件名	質問の要旨	答弁を 求める者	メモ
(32)	(原田 芳男)		<p>前頁より</p> <p>今回の新型コロナウイルスの流行で学校生活が根本から見直しが必要な事態となりました。</p> <p>2020年7月22日の衆議院文部科学委員会で萩生田光一文部科学大臣は新型コロナウイルス後の学校のあり方について「現在の64平方メートルの教室に40人が入る環境が今後の感染症に耐えうるか、少人数の有効性を深掘りしたい」と答弁しました。</p> <p>我が町としても学習ばかりでなく、新型コロナウイルス問題など、今後の感染症対策としても少人数学級の積極的な取り組みが求められると思うが教育長の答弁を求めます。</p>		
33	〃	寿都の「核のごみ処分場の文献調査問題」について	<p>反対の態度を明確にすべき。農業・観光にとって恐ろしい風評被害。大問題です。</p> <p>町長は行政報告で述べていますが、曖昧な点があります。明確な反対が求められます。</p>	町長	